

予備試験

令和4年予備試験 論文式試験分析会
行政法・刑事訴訟法 講師レジュメ
【矢島 純一 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 229072

LU22907

【無料公開講座】

令和4年度 予備試験 分析会（行政法・刑事訴訟法）
矢島作成の講師レジュメ

・はじめに

今回は、令和4年度に実施された予備試験の論文式試験のうち、行政法と刑事訴訟法の問題を題材にして、どのような事項をどのように論述することができるかということについて、大まかな話をしたいと思います。

上記に関して、試験終了後それほど日にちが経過していない時点で実施する今回の分析会では、後日発表される出題の趣旨に沿った完璧な考え方を追求するのではなく、試験本番において受験生が基本知識を踏まえて行う現場思考としては、このような考え方もありうるのではなかという観点から話をしていく予定です。

なお、両科目の設問の質を考慮して、行政法の解説に比較的多くの時間を充てる予定です。

この講師レジュメの他に、LECスタッフが作成した答案例が配布されることになっていますが、基本的にはこの講師レジュメを中心に講義をすすめていきます。時間に余裕があれば、LECスタッフ作成の答案に対する私の意見を述べようと思っています。

令和4年（2022年）8月7日（同月8日 補訂版）

LEC専任講師 矢島純一

*今回の無料公開講座で配布する冊子 合計2冊

- ・矢島作成の講師レジュメ（**本冊子**）
- ・LECスタッフが作成した答案例（**別冊**）

行政法

1 行政法の問題文（下線や太字で装飾したもの）

A県B町は、B町文化財保護条例（以下「**本件条例**」という。）を定め、B町の区域内に
存する文化財のうち重要なものを指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講じている。
B町教育委員会（以下「**教育委員会**」という。）は、平成18年4月14日、告示により、
B町の区域内にあるC古墳を**本件条例第4条第1項**に基づき**B町指定文化財に指定**した（以
下、同指定を「**本件処分**」という。）。C古墳は、7世紀前半に造られた横穴式石室古墳であ
り、**宗教法人D**が**本件処分**以前から所有する土地（以下「**本件土地**」という。）の一部を占
めている。横穴式石室とは、遺体を納める埋葬室と、そこから入口部分へとつながる通路か
ら成る石積みの墓室をいい、その全体が墳丘を成している盛土の中に埋まっているのが通常
であるところ、C古墳の横穴式石室（以下「**本件石室**」という。）も、**埋葬室の中心から半**
径約10メートルの盛土の中に石造りの埋葬室と通路が埋まっているが、その入口周辺の盛
土は崩れてしまい、入口を構成している巨石が盛土から露出している状態であった。**教育委**
員会は、**本件処分**の際に、**C古墳の範囲が本件石室に限定されるものではなく、本件石室を**
取り巻く盛土全体もC古墳に含まれると考えており、その範囲（本件石室の埋葬室の中心か
ら半径約10メートルの円の内側一帯）に本件処分の効力が及ぶと認識していた。もともと、
上記露出している巨石（同巨石は、**本件石室の埋葬室の中心から約9メートルの距離に位置**
する。）の周辺のみは、Dから**管理責任者**として選任されている**教育委員会**により**本件処分**の
直後から定期的に草刈りがされてきたものの、それ以外の盛土全体には樹木が生い茂ってい
る。また、**教育委員会**は、**本件処分後**にC古墳であることを示す**標識**を露出している上記巨
石のすぐそばに**設置**したが、上記半径約10メートルの円の**内側一帯がC古墳**であることを
示す**標識**等を設置したことはなかった。

Dは、平成31年3月5日、C古墳周辺を公園として整備することとし、**教育委員会**に相
談したところ、**教育委員会**は、Dの計画がC古墳の現状を変更したり、その保存に影響を与
えたりしないものであれば、**本件条例**第13条の許可は不要である旨回答した。そこで、D
は、**本件土地**を平らに整地する**土木工事**（以下「**本件工事**」という。）を開始した。**教育委**
員会は、令和3年5月頃、**本件処分**の効力が及ぶと考えている土地の付近まで**本件工事**が**進**
められていることを把握したことから、C古墳の現状保存等のため、Dに対して**本件工事**の
中断を求める旨の行政指導を行った。Dは、**本件工事**を中断した上で、**教育委員会**に対し、
C古墳の範囲は、**埋葬室及び通路から成る本件石室部分のみを指し、盛土は含まれないから、**
本件石室の周囲1メートルまでの工事ならば、C古墳の現状が変更されることはなく、その
保存に影響を与えることもないと主張したが、**教育委員会**は、Dの主張する**工事**を行うには、
本件条例第13条第1項に基づく**教育委員会**の許可が必要になるとDに説明した。

Dは、教育委員会に反論する根拠を見付けたいと考え、教育委員会の許しを得て本件処分当時の関係資料を閲覧した。当該資料によれば、C古墳が指定文化財に指定されたことは当時のDの代表者にも前記告示の日に通知されたこと等が記載されていたものの、本件処分の指定対象物の範囲が本件石室にとどまるのか、それとも本件石室とそれを取り巻く盛土も含むのかについては記載がなかった。また、本件処分当時、B町文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）は、委員長である考古学者Eのほか、歴史学、民俗学等を専攻する9名の研究者で構成されていたが、本件処分に当たり、本件条例の定める手続に基づく保護委員会への諮問は行われておらず、E一人のみの意見を聴取し、当該資料には、「Eの意見聴取を経たことにより、本件条例第4条第2項に基づく保護委員会への諮問手続を実質的には履践したものといえる。」との教育委員会の意見が付記されていた。

Dは、本件処分の内容の明確性や手続等に問題があることから、本件処分それ自体を争うべきであると考えるに至り、行政訴訟を提起することを考えている。

以上を前提として、以下の設問に答えなさい。

なお、本件条例の抜粋を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕

Dは、本件処分について、取消訴訟の提起を断念し、無効確認訴訟を提起したいと考えている。Dが当該取消訴訟の提起を断念した理由として考えられるものについて説明するとともに、Dが当該無効確認訴訟を提起した場合、Dに行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）第36条に定める原告適格が認められるかを検討しなさい。なお、本問の解答に当たっては、本件処分が行訴法第3条第2項の「処分」に当たることを前提にしなさい。

〔設問2〕

Dは、本件処分の無効確認訴訟において、本件処分が無効であることについて、どのような主張をすべきか。想定されるB町の反論を踏まえて、検討しなさい。

【資料】

○ B町文化財保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、（中略）B町の区域内に存する文化財のうち重要なものを指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するとともに、国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（財産権等の尊重及び公益との調整）

第3条 B町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しな

ければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち、町にとって重要なものをB町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は第1項の規定による指定をしようとするときは、B町文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）に諮問しなければならない。

3 第1項による指定は、その旨を告示するとともに、当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

4 第1項による指定は、前項の規定による告示があった日から効力を生ずる。

5、6 （略）

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 町指定文化財の所有者は、この条例に従い、町指定文化財を管理しなければならない。

2 （略）

3 町指定文化財の所有者は、特別の事情がある場合は、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

4～6 （略）

(現状変更等の制限)

第13条 町指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2、3 （略）

(保護委員会の設置)

第19条 文化財に関する諮問のため、保護委員会を置く。

(保護委員会の組織等)

第20条 保護委員会の委員は、10人以内とし、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2～5 （略）

(保護委員会の答申等)

第21条 保護委員会は、教育委員会の諮問に応じ、これを審議し、これに関する専門的又は技術的事項について答申する。

2 保護委員会は、前項の答申に必要な調査、研究を行う。

(会議の招集等)

第22条 保護委員会の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 保護委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

[調整余白]

2 行政法の出題の分析

(1) 設問1の分析

- ・ 設問1の設問の形式

今回の設問1は、次の2点について解答することが求められている。設問1の設問形式は、問われていることが理解しやすい素直なものであった。

- ・ 1点目

Dが当該取消訴訟の提起を断念した理由として考えられるものについて説明する

- ・ 2点目

Dが当該無効確認訴訟を提起した場合、Dに行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）第36条に定める原告適格が認められるかを検討

- ・ 1点目に関する基本知識

取消訴訟には出訴期間があり、取消訴訟は、処分があったことを知った日から6か月以内に提起しないと訴え提起ができなくなる（14I本）。ただし、「正当な理由」があればこの限りではない（14I但）。取消訴訟に出訴期間は、私人の権利利益を取消訴訟により救済する必要性と、行政行為により生じた権利関係の早期安定の要請を調和する観点から定められている。

処分の日から1年経過したときも同様である（14II本）。ただし、この場合も「正当な理由」があればこの限りではない（14II但）。注：処分の存在を知らない限り出訴期間が経過しないというのでは、行政法関係がいつまで経っても安定せず、妥当とはえないため、処分の知・不知を問わない客観的な出訴期間が定められている（14II本）。

・ 1 点目に関する現場思考の一例

Dが本件処分につき取消訴訟の提起を断念した理由として、出訴期間の経過が挙げられる。本件処分が告示された平成18年4月1日に、当時のDの代表者に本件処分の通知されているため、少なくとも令和3年5月以降となった現時点では、行訴法14条1項本文所定の処分があった日から6か月間の出訴期間は既に経過している。

出訴期間内に出訴できなかったことについての「正当な理由」(同項但書)があるかを検討する。前記通知には指定の対象が盛土全体を含むか否かの記載がなかった。また、教育委員会が本件処分後に設置したC古墳であることを示す標識には、本件石室を中心に半径10メートル内が古墳であることまでは示されていなかった。さらに、巨石の中心は定期的に草刈をして管理されていたものの、それ以外の盛土全体は樹木が生い茂っていた。こられ事情から、Dは本件処分の範囲を把握することができない結果、本件処分を争う必要がないと考えていたとみる余地があるかもしれない。しかし、古墳には盛土がされていることは社会常識といえるので、古墳を示す標識が設置されているのであれば、Dにおいて、少なくとも盛土されている範囲内は本件処分の効力が及んでいることは十分に予測でき、取消訴訟を提起する機会があったといえる。したがって、「正当な理由」(同項但書)はない。

- ・ 2点目に関する基本知識

行訴法36条の解釈の仕方には大きく2つのものがある。以下の考え方は、行訴法36条の原告適格を、**予防訴訟**といわれるものと、**補充訴訟**といわれるものとに区別する見解を前提としたもので、講学上、**二元説**といわれることがある。なお、行訴法36条をこのように二元的に区別せず一元的に把握する見解（**一元説**）もある。こここのところは、各自の見解を踏まえた論述をしていけばよい。

無効等確認訴訟は、①処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれがある者（36前段）又は、②処分又は裁決の無効確認を求めるときに法律上の利益を有する者で、当該処分又は裁決の存否・効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないもの（36後段）に限り提起することができる。行訴法36条は無効等確認訴訟の**原告適格**を規定するものであると理解されている。

無効等確認訴訟は、行訴法36条の①**前段の訴訟**と、②**後段の訴訟**とに**区別**される。**原告適格**も、①前段の訴訟と②後段の訴訟とを**区別**して検討する必要がある。

本問の事実関係を踏まえると、①前段の訴訟は関係なさそうなので、②後段の訴訟の原告適格を検討することが求められていることが分かる。

36条**後段**の訴訟は、**補充訴訟**としての無効等確認訴訟といわれており、(1) 処分の無効確認を求めるときに法律上の利益を有する者で、(2) 当該処分又は裁決の存否・効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに原告適格が認められている。

まず、「**法律上の利益を有する者**」の意義については、無効等確認訴訟には、明文では行訴法9条の原告適格の規定が準用されていないが、時機に後れた取消訴訟としての機能も有する無効等確認訴訟の提起には**取消訴訟と同様に法律上の利益（行訴法9条1項）が必要なことは当然であるから、取消訴訟と同様の原告適格が要求される。**したがって、無効等確認訴訟を処分の名宛人以外の**第三者**が提起した場合は、**行訴法9条2項**の判断枠組みに則して原告適格の有無を判断することになる。この点、判例も、行訴法36条所定の**当該処分の無効等の確認を求めるときに「法律上の利益を有する者」の意義**についても、取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当であるとしている（最判平4.9.22・「もんじゅ」事件）。

上記に関連する知識であるが、**判例**は、処分の名あて人ではない第三者の原告適格を判断する際に、**事案によっては、行訴法9条2項の問題とせずに、行訴法9条1項のみの問題として処理**をしている。この点、**行訴法9条1項**は、処分の取消しを求めるときに**法律上の利益**を有する者に限り、取消訴訟の原告適格を認めている。この抽象的な文言を、判例は、「処分により**自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され**又は**必然的に侵**

害されるおそれのある者』というものに具体化している。これらのうち、「**自己の権利**」を**侵害される者（必然的に侵害されるおそれがある者も含む）**というのは、**処分の名あて人**である場合や、処分の名あて人でないにもかかわらず**処分の法的効果によって直接権利を制限される第三者**を意味する。**判例**は、このような者の原告適格を判断する際は、**行訴法9条1項の法律上の利益の有無を検討する際に、行訴法9条2項を用いていない**。処分の名あて人以外の権利を直接制約することを予定した処分により権利を直接制約される第三者の例として、**例えば**、租税の滞納者に対して滞納処分として滞納者とそれ以外の第三者が共有する土地が滞納処分として差押えを受けた場合における当該第三者が挙げられる。当該第三者は、滞納処分の根拠法令により共有土地の使用収益等に一定の制限を受けるため、処分の名あて人ではないのに処分の法的効果によって直接権利を制限される（**最判平25.7.12**参照）。また、土地収用法に基づく事業認定は起業者を名宛人とする処分であるが、名宛人以外の者であっても、事業の施行地区内の土地所有者等は、同法を根拠に建築制限を課されたり土地を収用される地位に立たされたりするため、このタイプの原告適格者に当たる。

次に、行政処分が無効又は不存在であれば法的効力が初めから存在しないので、**処分の効力がないことを前提とする現在の法律関係に関する訴えを提起すれば足り、無効等確認訴訟を提起する必要性はない**。そのため、**行訴法36条後段の、無効等確認訴訟については、処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り提起することができる**とされている（**補充性の要件**）。行訴法36条後段は、このような補充性の要件を、**無効等確認訴訟の原告適格の制限**という形で規定している。**補充性の要件を満たさない無効等確認訴訟は不適法な訴えとして却下される**。

補充性の要件についてさらに説明すると、処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えでは「**目的を達することができない**」とあるのは、無効等確認訴訟で求めるものが、**現在の法律関係に関する訴えに還元不能な場合に限るとする見解**もある（還元不能説）。この見解に対しては、抗告訴訟の利用の道を著しく閉ざし、行政訴訟による**権利救済の道を広げるために行政事件訴訟法を改正した趣旨に逆行するとの批判**がされている。改正行訴法の趣旨に従い、処分の効力の有無を前提とする**現在の法律関係に関する訴えよりも、無効等確認訴訟の方が、より直截的な紛争解決手段**といえるときは、**現在の法律関係に関する訴えでは「目的を達することができない」もの**として補充性の要件を満たすと**の見解**が一般的である。

補充性の要件について**判例**も「処分の無効確認訴訟を提起し得るための要件の一つである、右の当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって**目的を達することができない場合とは、当該処分に基づいて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被っている不利益を排**

除することができない場合はもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、当該処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味するものと解するのが相当として、上記見解と同様の立場に立つ（平成4年「もんじゅ」事件最高裁判決・なお、平成4年最高裁判決は後掲の昭和62年最高裁判決を参照している。）。

・ 2点目に関する現場思考の一例

(1) 法律上の利益を有する者

前掲の法律上の利益を有する者の意義の要点を提示した上で、例えば、次のような思考をすることが考えられる。

本件処分は、Dに通知されているもので、Dを直接の名宛人とするものではないので、Dに法律上の利益（行訴法9条1項参照）があるかは、行訴法9条2項による検討が必要なものにも思える。もっとも、本件処分がされると、町指定文化財の管理が義務付けられ（条例6条）、現状変更等をしようとするときは教育委員会の許可を要するようになる（条例13条）など、Dは直接権利を制約されることになるため、行訴法9条2項の枠組みで判断するまでもなく、Dは、本件処分の無効を確認する法律上の利益を有する者に当たるといえる。

(2) 現在の法律関係に関する訴えによっては目的を達することができない

上記(2)の要件につき前掲の基本知識の要点を提示した上で、例えば、次のような思考をすることが考えられる。

本問において、現在の法律関係に関する訴えとして、本件処分の無効を前提とした民事訴訟としての所有権確認訴訟や行訴法4後段の実質的当事者訴訟として本件土地につきDが本件処分による指定の効果を受けない地位確認訴訟などが考えられる。もっとも、本件工事をしたいと考えるDが所有権確認訴訟をしても意味がない。また、将来的にDは本件土地について本件工事以外の工事をする可能性を否定する事情が特にないため、前記地位確認訴訟により本件工事についてのみ相対的な解決をしても救済方法として不完全になるおそれがある。これらのことから、本件無効確認訴訟の方がより直接的な救済手段といえる。

→(1)と(2)の要件を充足する。Dに行訴法36条の原告適格が認められる。

(2) 設問2の分析

・設問2の設問の形式

設問2の出題形式は「**Dは、本件処分が無効確認訴訟において、本件処分が無効であることについて、どのような主張をすべきか。想定されるB町の反論を踏まえて、検討**しなさい。」というものである。

今回の設問2は、要するに、本件処分が無効であることについてDが行うべき主張の提示を求めるものである。Dが行うべき主張を提示する際は、想定されるB町の反論を踏まえる必要がある。

・Dが行うべき主張

問題文にある「**Dは、本件処分の内容の明確性や手続等に問題**があることから、**本件処分それ自体を争う**べきであると考え

るに至り、行政訴訟を提起することを考えている。」との記載を参考にして、Dが行うべき主張を検討する必要がある。

試験時間が少ない中で効率よく点数を獲得するには、問題文の事案の特徴を踏まえた主張を立論するとよい。頭ななかでいろいろなことが思い付いたとしても、その全てを試験時間内に答案に記載することは、事実上困難なことが多いので、事案の特徴を踏まえた答案を作成して、最低限の合格点を獲得する作戦である。

この点、問題文に「**Dは、本件処分の内容の明確性や手続等に問題**があることから、**本件処分それ自体を争う**べきであると考え」ているとの記載に関係がありそうな事実を探してみると、**次の2点**に気付けるのではないかと思われる。

- ・ 1点目のヒントになる問題文の記載

「上記露出している巨石（同巨石は、本件石室の埋葬室の中心から約9メートルの距離に位置する。）の周辺のみは、Dから管理責任者として選任されている教育委員会により本件処分の直後から定期的に草刈りがされてきたものの、それ以外の盛土全体には樹木が生い茂っている。また、教育委員会は、本件処分後にC古墳であることを示す標識を露出している上記巨石のすぐそばに設置したが、上記半径約10メートルの円の内側一帯がC古墳であることを示す標識等を設置したことはなかった。」

- ・ 1点目については次の基本知識を応用することが考えられる。

重大かつ明白な瑕疵がある行政行為は、公定力がはたらかず、取消訴訟で取り消すまでもなく**無効**であると解されている。その理由は、法律による行政の原理がはたらく法治主義の下では、行政行為に重大な瑕疵があれば無効とするのが当然と考えられることに加えて、瑕疵が明白であるため、当事者のみならず第三者の目から見ても重大な瑕疵があることが明らかであれば、その行政行為が有効であるとの信頼は発生せず、その行政行為を**無効**としても法的安定性は害されないからである。

例えば、処分が無効であることを前提とする現在の法律関係に関する訴えとしての民事訴訟や当事者訴訟や、出訴期間の制限がない処分の無効等確認訴訟の中で無効主張をすることができる。

重大な瑕疵とは、瑕疵の程度が、当該処分の根拠法令の趣旨を没却するような著しい瑕疵などをいう。例えば、ある処分要件を満たさないのに、それがあつたものとしてされた瑕疵ある処分について、それを無効としなければ、当該要件を処分要件として規定した処分の根拠法令の趣旨が没却されるといえるような場合には、瑕疵の重大性が認められるというイメージである。

明白性の判断は、瑕疵が外形上客観的に明白で、行政行為の外観上、何人の判断によつても同一の結論に達しうるかどうかによって決する（外観上一見明白説）。判例も結論は同旨である（**最判昭37.7.5**）。

メモ：無効事由 → **重大かつ明白な瑕疵** ●

・ 1 点目に関する現場思考の一例

前掲の基本知識を踏まえて「無効」の意義が、取消訴訟の出訴期間の経過により治癒を許すべきではない瑕疵として、**重大かつ明白な瑕疵**であることを示した上で、次のような現場思考をすることが考えられる。

問題文の事実関係から、処分の範囲が不明確であることを 1 点目の無効事由として主張していけばよさそうである。そこで、処分の不明確が処分を無効にすべきことを論証して規範を定立することを試みるとよい。

この点、規制の範囲が不明確な処分により個人の権利 (例：財産権) を制約することは、処分により実現しようとする公益との関係で、利益衡量上、正当化でないので、規制の範囲が不明確な処分の瑕疵は**重大**であるといえる。これに対し、B町は、古墳を指定文化財に指定すれば盛土されている土地全体が指定されていることは誰もが理解できるため、本件処分は不明確ではないと**反論**することが予想される。しかし、文化財保護との関係で不必要な権利の制約をしないために、特段の明示がない限り、古墳の中核は遺体を収める埋葬室とそこから入口部分につながる通路に限られ、盛土全体が当然に指定文化財になると考えるのが、条例 3 条が求める「調整」といえる。本問では特段の明示がないため、本件処分は規制の範囲が不明確で、やはり**重大**な瑕疵がある。

また、前記特段の明示がない本件処分は、不必要に土地所有者の権利を制約していることは誰から見ても明らかといえるので、前記瑕疵は**明白**なものといえる。

→本件処分は、重大かつ明白な瑕疵があるものとして無効である。

メモ：上記以外にもいろいろと「無効」の立論ができそうなので、各自、基本知識を踏まえていろいろと考えてみるとよい。考える経験を積むことで学力が向上する。

- ・ 2点目のヒントになる問題文の記載

「B町文化財保護委員会（以下「保護委員会」という。）は、委員長である考古学者Eのほか、歴史学、民俗学等を専攻する9名の研究者で構成されていたが、本件処分に当たり、本件条例の定める手続に基づく保護委員会への諮問は行われておらず、E一人のみの意見を聴取し、当該資料には、「Eの意見聴取を経たことにより、本件条例第4条第2項に基づく保護委員会への諮問手続を実質的には履践したものといえる。」との教育委員会の意見が付記されていた。

- ・ 2点目については次の基本知識を処分の無効を主張する場合に応用することが考えられる。

行政庁が処分をする際に諮問機関への諮問が要求されている場合でも、諮問機関の答申は行政庁を法的に拘束するものではない。もっとも、判例は、「一般に、行政庁が行政処分をするにあたって、諮問機関に諮問し、その決定を尊重して処分をしなければならない旨を法が定めているのは、処分行政庁が、諮問機関の決定（答申）を慎重に検討し、これに十分な考慮を払い、特段の合理的な理由のないかぎりこれに反する処分をしないように要求することにより、当該行政処分の客観的な適正妥当と公正を担保する趣旨であることから、「諮問機関に対する諮問の経由は、極めて重大な意義を有するものというべく、したがって、行政処分が諮問を経ないでなされた場合はもちろん、これを経た場合においても、当該諮問機関の審理、決定（答申）の過程に重大な法規違反があることなどにより、その決定（答申）自体に法が右諮問機関に対する諮問を経ることを要求した趣旨に反すると認められるような瑕疵があるときは、これを経てなされた処分も違法」で取消しを免れないとする（最判昭 50. 5. 29・群馬中央バス事件）。

上記は、諮問手続の瑕疵が処分を「違法」にするか否かという文脈で論じられているものであるが、これを、本問におけるDが処分の無効を主張する根拠になるように応用することが考えられる（現場思考的な発想の1つ）。

・ 2点目に関する現場思考の一例

参考までに考え方の1つの概要を示すと、本問では、本件条例4条2項及び19条から22条が要求する諮問手続を行っていない瑕疵が、処分を無効にするに値するだけの重大性があり、それが明白であるため、本件処分は無効になるということを最初に示すことが考えられる。

その上で、想定されるB町の反論として、行政庁は諮問機関の答申に法的に拘束されないので、諮問手続の瑕疵は処分を無効にするだけの重大性はないとの反論を提示することが考えられる。

B町の反論を踏まえて、前掲の群馬中央バス事件を踏まえて規範を定立した上で、本問では、本件条例が諮問を要求した趣旨を没却すると認められる瑕疵があるということを、各自、自分の言葉で論じていけばよい。

いずれにしろ、群馬中央バス事件を踏まえた論述をしていけば、合格圏内に届く可能性が高くなりそうである。

メモ：群馬中央バス事件の事案では、諮問手続に瑕疵があることで処分が「違法」になるかが問われたが、本問では、処分が「無効」になるかが問われているので、群馬中央バス事件の最高裁判決を踏まえた論述をする際は、本問の事案に合うように工夫する必要がある。

刑事訴訟法

1 刑事訴訟法の**問題文**（下線や太字で装飾したもの）

注：問題文のうち、装飾前から下線が付されていた箇所については、装飾のために下線を付加した部分と区別するために、特に太い下線を付した

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

司法警察員Pは、Aが覚醒剤を密売しているとの情報を得て、内偵捜査を進めた。その結果、その拠点は、Aが妻甲及び息子乙と同居するアパート1階にあるA方居室であるとの疑いが強まった。

そこで、Pは、令和3年11月13日、Aを被疑者とする前記覚醒剤営利目的譲渡被疑事件に関し、捜索すべき場所をA方居室、差し押さえるべき物を「覚醒剤、注射器、計量器等」とする捜索差押許可状の発付を受けた。

Pは、同月15日、他の司法警察員らと共に、A方居室付近に赴き、同日午後1時30分頃、玄関扉を少し開けて顔を出した甲に対して、捜索を実施する旨告げた。Pは、Aが不在であったため、甲を立会人としてA方居室の捜索を実施することとし、甲に対して、前記捜索差押許可状を呈示して捜索を開始した。その際、甲が同室玄関内において、コートを着用し、靴を履いてキャリーケースを所持していたことから、Pは、甲が同室内から覚醒剤の密売に関する物を同キャリーケースに入れて持ち出そうとしていたのではないかとの疑いを抱き、甲に対し、再三にわたり、同キャリーケースを開けて中を見せるように求めた。しかし、甲は、同キャリーケースの持ち手を握ったまま、これを拒否した。そこで、Pは、①甲の承諾を得ることなく、無施錠の同キャリーケースのチャックを開けて、その中を捜索し、覚醒剤や注射器を発見した。

その後、Pは、他の司法警察員らと共に、同室の捜索を継続し、同室から覚醒剤、注射器及び計量器を発見した。そして、その頃、乙がポストンバッグを所持して同室に帰宅した。乙が同室内に入った後も同ポストンバッグを手放さなかったことから、Pは、同ポストンバッグ内にも覚醒剤の密売に関する物が入っているのではないかとの疑いを抱き、乙に対し、再三にわたり、同ポストンバッグを開けて中を見せるように求めた。しかし、乙は、同ポストンバッグを両腕で抱きかかえて、これを拒否した。そこで、Pらは、②乙を羽交い締めにした上、乙から同ポストンバッグを取り上げて、その中を捜索し、覚醒剤を発見した。

〔設問〕

下線部①及び②の各行為の適法性について論じなさい。なお、前記捜索差押許可状は適法に発付されたものとする。

(参照条文) 覚醒剤取締法

第41条の2 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第42条第5号に該当する者を除く。）は、10年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。

3 (略)

2 刑事訴訟法の出題の分析

・問われていることの要点の把握

捜索に関する基本知識の理解がしっかりできていれば、問題文の事実関係から、本問においては、A方居室を捜索すべき場所として発付された場所に対する令状で、A方でAと同居しているAの妻甲が所持していたキャリーバックの内部や、A方でAと同居している息子乙が居室外から持ち帰って所持しているポストンバックの内部を捜索することができるか否かが問われていることが分かる。

・本問を解答するのに必要な基本知識 ～その1

裁判官は、捜索を許可する令状発付の「正当な理由」(憲法35条1項)として、令状の有効期間内に、令状記載の捜索すべき場所と同一の管理権に服する場所に、被疑事実に関連する差押え対象物が存在する蓋然性があると判断してその場所のプライバシー制約を許容するために令状を発付している。このことから、令状による捜索が適法といえるためには、〔①〕捜索した場所が令状記載の捜索すべき場所と同一の管理権に服していることや、〔②〕捜索した場所に被疑事実に関連する差押え対象物が存在する蓋然性が認められることが必要となる。

メモ：①管理権要件，②蓋然性要件 ←答案では直接使えない表現だが記憶用に利用

・司法論文 H24 設問1 (出題の趣旨・抜粋) ～「管理権」と「蓋然性」に着目！ ○

捜査②のうち捜索差押許可状に基づく捜索も同様に、乙使用のロッカーであることとT株式会社の管理権との関係、乙使用のロッカーであることと被疑事実と関連する乙の携帯電話や手帳等が存在する蓋然性との関係に分けて論ずることが必要である。

- ・本問を解答するのに必要な基本知識 ～その2

搜索対象については「場所」、「身体」、「物」が区別されて規定されている（219 I）。

このことを前提に、その場所の居住者（その場所に居住していれば被疑者かその同居人かは問わない）の所持品を搜索することができるかが問題となる。

例えば、搜索すべき場所を「甲方」とする「場所」に対する搜索許可状で、甲方に居住する甲やその同居人乙（甲も乙も甲方の居住者という点で共通）が、甲方内で携帯しているハンドバッグなどの所持品たる「物」の内部を搜索できるかが問題となる。この問題は、場所に対する令状（場所令状）の効力が、その場所の居住者が携帯する所持品にも及ぶかという問題ともいえる。

判例は、場所に対する搜索許可状でその場所に居住する者がその場所で携帯していたボストンバッグの内部を搜索することを認めている（最決平 6.9.8）。判例の結論には異論はないが、判例はその理論構成を示していない。そこで、論文試験対策上、この問題の理論構成を理解しておく必要がある。この問題については学説からは複数の理論構成が提示されている。

・前掲「その2」の理論構成の概要

場所令状でその場所の居住者の所持品の内部を捜索できるかという問題も、令状による捜索の適法性が問題となる一場面にすぎないため、こうした捜索が適法といえるためには、令状による捜索の一般的な適法要件である管理権要件と蓋然性要件を充足することが必要となる。

ただし、捜索令状は、捜索の対象につき「場所」と「物」を区別しているため、(219 I)、所持品の管理権が、「場所」に対する令状(場所令状)が制約を許可した場所に対する管理権に包摂されているといえるかという観点から、管理権要件の充足性を検討する必要がある。この問題の理論構成をどうするかは、学説に複数のものがあるが、ここでは、必要以上に深入りせず、理論構成の1つを紹介するにとどめておく。

〔I〕まず、住居などを捜索すべき場所とする捜索許可状に基づく捜索によって侵害される利益は、その場所の居住者(被疑者に限られない)のプライバシーや生活活動等の権利利益の総体であり、居住者の用に供されるためにその場所に置かれている物(例：机の引出し、金庫、バッグ)についてのプライバシー等の利益は、前記総体としての権利利益の一部を構成するものとして、そこに包含される。このことから、令状記載の捜索すべき場所に置かれた「物」について保護される利益は、「場所」について保護されるべき利益に包摂されているといえるため、「場所」という概念の中にその場所に置かれた「物」が含まれているといえる。したがって、「場所」に対する捜索許可状の効力は、そこに置かれた居住者の「物」にも及ぶ【結論I】。

なお、居住者以外の者の物がその場所に置かれている場合、その物についてのプライバシー等の利益は、その場所のプライバシー等の利益に包摂されるものではない。したがって、その物の内部を捜索するには、基本的にはそのプライバシー等の保護を解除するために、別途、令状が必要となる。

〔II〕前述とおり、「場所」に対する捜索許可状の効力が、その場所の居住者の「物」に及ぶとして【結論I】、その物がその場所の床等に置かれていようが、それを居住者が手に持つなどして携帯していようが、その物についてのプライバシー等の内容が変化するわけではないので、「場所」に対する捜索許可状の効力は、居住者がその場所で携帯している所持品(「物」)にも及ぶ【結論Iを前提とした結論II】。

メモ：以上は令状による捜索の適法要件のうち管理権要件の議論であるため、最終的に捜索の適法性を判断するには、さらに蓋然性要件の充足性が検討する必要がある。

参考文献：判例講座 刑事訴訟法 捜査・証拠篇 第2版 川出敏裕 立花書房 139～142頁 2021年
10月10日

参考文献：判例百選19事件 第10版 解説の2 有斐閣 42～43頁

- ・本問を解答するのに必要な基本知識 ～その3

捜査機関は、令状の有効期間内（法 219 I，規則 300・原則 7 日）であれば，捜査の状況その他の事情を考慮して，どの時点で令状を執行して捜索に着手するかを決める裁量があるところ，着手後たまたま捜索中にその場所に運び込まれた荷物にその令状の効力が及ばないとするのは不均衡である。裁判官は，このような不均衡が生じないように配慮し，令状発付の正当な理由として，令状の有効期間内において，令状記載の捜索すべき場所と同一管理権に服する場所及びその場所にある物の中に，被疑事実に関連する証拠物が存在する蓋然性があると判断して，その期間内におけるその場所でのプライバシー保護を解除したといえる。したがって，令状の有効期間内に執行に着手された捜索中に捜索すべき場所に配達された荷物についても令状の効力が及びうと解される〔論点③〕。

令状執行中に令状記載の捜索すべき場所に配達された荷物に，実際に令状の効力が及ぶとの結論に至るためには，〔論点①〕捜索した宅配物が令状記載の捜索すべき場所と同一の管理権に服していることや，〔論点②〕捜索した宅配物に被疑事実に関連する差押え対象物が存在する蓋然性が認められることが必要となる。

メモ：〔論点①：管理権要件〕及び〔論点②：蓋然性要件〕は令状による捜索の適法要件として常に要求されるものであり，〔論点③〕は本件のような「捜索中に届いた宅配物の中身の捜索」の適法性が問題となる事例特有の付加的な問題点である。

- ・司法論文 H24 設問 1（採点実感・抜粋）～ 前掲の論点①②③に関連

設問 1 の捜査①では，令状に基づく捜索の適法性について問われているのであるから，令状裁判官が捜索差押許可状により捜査機関にいかなる捜索を許可したのかについて意識し，捜索場所に捜索実行中に届いた荷物であることと有効期間内における捜索が許可されたこととの関係〔前掲の論点③〕，乙宛ての荷物であることと T 株式会社の管理する場所内の捜索が許可されたこととの関係〔前掲の論点①〕，平成 23 年 10 月 5 日に捜索場所に新たに持ち込まれた乙宛ての物であることと被疑事実（同月 2 日の甲による覚せい剤の営利目的所持）に関連する覚せい剤等の捜索が許可されたこととの関係〔前掲の論点②〕に分けて論ずる必要があるが，〔中略〕証拠物（覚せい剤）が存在する蓋然性さえあれば，侵害することが許可された管理権（T 株式会社の管理権）の範囲を超えて捜索できるといった誤った理解を前提としているかのように思われる答案が目立った。

メモ：上記の「誤った理解」というのは，令状による捜索が適法といえるためには，少なくとも管理権要件と蓋然性要件の両者が充足されなければならないということを理解しておらず，管理権要件を充足していなくても，蓋然性要件を充足するのみで捜索が適法になると誤って理解していることを意味する。

- ・下線部①の行為に関する現場思考の一例

場所に対する令状に基づく搜索の適法要件

① 管理権要件（場所令状の効力が及ぶ範囲）

上記①に関しては、まず、概ね、次のようなことを理解していることを示すという観点から、規範を定立するとよい。

場所令状の効力はその場所に置かれていた物に及ぶ。その場所に置かれている可能性がある物については、その場所の居住者が所持していたとしても、場所令状の効力が及ぶ。〔規範の概要〕

規範を定立したら、次に、事案に則して検討をする。

② 蓋然性要件

事案に則して検討するとよい。

コメント

本問は、特に上記①に関する規範定立がしっかりとできるかによって点数に差がつきそうである。基本知識の理解がきちんとできていないと、試験考査委員が受験生に求める論述ができないところである。

- ・下線部①の行為に関するLECスタッフ答案の問題点
→講義中に口頭で指摘する予定

- ・下線部②の行為に関する現場思考の一例

場所に対する令状に基づく捜索の適法要件

① 管理権要件

場所令状の効力はその場所に置かれていた物に及ぶ。その場所に置かれている可能性がある物については、その場所の居住者が所持していたとしても、場所令状の効力が及ぶ。捜索令状の執行中に外部から運び込まれた物であっても、令状の有効期間内に実施された捜索中に、令状記載の捜索すべき場所の管理権に服した場合は、場所令状の効力が及ぶ。令状記載の場所の居住者が外部から持ち込んだ物について、令状記載の場所の管理権が及ぶといえる。

本問をみると、令状の有効期間内（法 219 I，規則 300・原則 7 日）に実施された捜索中に、捜索すべき場所として令状に記載された A 方居室の居住者乙が外部から持ち込んだボストンバッグは、A 方居室の管理権者（A の管理権あるいは A や乙の共同管理権）に服したといえる。したがって、本問令状の効力は、乙のボストンバッグにも及びうる。

② 蓋然性要件

事案に則して検討するとよい。

③ P が乙を羽交い締めにした行為の根拠となる「必要な処分」

捜索差押許可状の執行の際は、令状の執行の目的を達成できるようにする趣旨から、錠をはずし、封を開き、その他「必要な処分」をすることができる（222 I，111 I）。これには、不必要な人権侵害を防止するため、比例原則からの規制がかり、令状の執行目的達成に必要性、緊急性を考慮して具体的状況に下で相当な限度で許容される。

以上の観点から、事案に則して検討するとよい。

- ・下線部②の行為に関する L E C スタッフ 答案の問題点
→講義中に口頭で指摘する予定

[メモ欄]

[メモ欄]

【2023年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】

～ここでは講師紹介の一環として私矢島が担当している主な講座を紹介しています～

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2023年合格目標のもので、2023年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座（概要）

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。全て通学クラス・通信クラスが選べます。

① 矢島の速修インプット講座（2022年5月28日～10月4日に新規収録）

論文試験と短答試験に共通する重要知識を本質的に理解して修得するための講座です。直近の試験も含めた最近の試験傾向に対応できるように、毎年、講義の内容を工夫しています。基本知識というのは、ただ知っているというのでは本試験に太刀打ちできません。直近の試験の質を踏まえて、本試験に対応できる質の理解をしていきます。

② 矢島の論文完成講座（2022年10月22日～翌年2月18日に新規収録）

試験考査委員が受験生に求める答案の書き方を徹底的に理解して修得するための講座です。この講座では、これから答案の書き方を学ぶ受験生だけでなく、答案の書き方をある程度知っている受験生が本試験で初見の問題に対応できるだけの法的思考能力を修得できます。

③ 矢島のスピードチェック講座（2023年2月23日～3月23日に新規収録）

直前対策用の講座です。前年度の出題傾向を踏まえて、直前期にここだけはおさえておきたいという重要度の高い基本知識を短時間で復習して、試験当日までに重要知識を記憶に残せるようにします。

④ 矢島の最新過去問&ヤマ当て講座（2023年4月6日～5月18日に新規収録）

直前対策用の講座です。直近の司法試験の論文過去問を題材にして、現在の試験考査委員が受験生に求める法的思考能力の質を理解します。また、ヤマ当てという形で、論文試験の題材になりそうな論点を深く考察できる講義をします。

- ・以下は各講座の詳細

なお、より詳細な情報は、LEC のウェブページかパンフレットをご覧ください。

① **矢島の速修インプット講座**（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計144時間・1回の講義は4時間・全36回] 注：前年度は126時間
合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できるだけの正確な理解に基づく真の学力を身につけるための講座です。講義の際は、試験対策上、理解しておけば足りるところと、理解した上で記憶までしておかなければならないところを明確に指摘するので、講義を受講し終えたときに、何をどの程度まで復習すべきかが明確に把握できるように工夫をしています。これからインプット学習を始める受験生はもちろん、これまでどこかでインプット学習をした経験があるのに、結局、試験に必要な学力が身につけていなかったという受験生でも、この講座の講義を聴いて復習すれば確実に前に進むことができます。

② **矢島の論文完成講座**（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計120時間・1回の講義は4時間・全30回]
インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。取り扱う問題は、司法試験の過去問がメインとなりますが、法的思考能力を磨くのに有益な予備試験の過去問や、必要に応じてオリジナル問題を取り扱うことがあります。

③ **【直前対策講座】矢島のスピードチェック講座**（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計51時間・1回の講義の時間は科目ごとに異なる]
[民法11h、刑法10h、憲法・会社法・民訴法・刑訴法・行政法は各6h]
合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。また、矢島の速修インプット講座で取り扱った事項のうち特に重要度が高いものを中心に効率よく復習して理解と記憶を深めることができるので、合格に必須の最重要事項について、試験直前期の最終チェックをするのに最適の講座です。

④ 【直前対策講座】矢島の最新過去問&ヤマ当て講座

[必修7科目×3、5時間=合計24、5時間・全7回]

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、**最近の試験考査委員**が受験生に対して**どのような答案を求めているかを理解**するのに役立つ**最良の道具**となります。最新の過去問と**矢島作成の解答例**を用いて、**本番の試験**で求められている**法的思考能力の「質」**をしっかりと理解して、**本試験**で**高評価**を得られる**答案**がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。**各科目の講義の後半**では、**今回実施予定の司法試験の論文試験**で出題されそうな論点や重要判例等の**ヤマ当て講義**を実施します。

本講座は司法試験を題材としていますが、**試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解して、司法試験で出題される論点の題材にして法的思考能力を磨くこと**は、予備試験の受験にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。また、ヤマ当て講座の**講義の質が高いので、ヤマに関係なく学力向上に役立ちます。**

⑤ 短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧

[以下の全科目を新規収録して2022年11月中旬に配信開始] [通信クラスのみ]

- ・家族法〔6時間〕(司法試験・予備試験の対策)
- ・商法総則・商行為・手形法〔4時間〕(予備試験の対策・論文に必要な知識も修得)
- ・会社法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・民事訴訟法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・刑事訴訟法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・行政法〔4時間〕(予備試験の対策)
- ・憲法統治〔6時間〕(司法試験・予備試験の対策)

注：上記の講座のうち、「**憲法統治**」以外の講座は、**矢島作成のオリジナルテキスト**を用います。テキストを別途購入する必要はありません。

注：「**憲法統治**」だけは、メインテキストとして、LECが出版・販売している「完全整理択一六法・憲法」を用います。

なお、「**憲法統治**」は、矢島作成のレジュメを使用して、純粹に「統治」といわれる分野以外にも、憲法の総論、平和主義など、短答試験特有の分野で出題頻度が高い事項についての**特典講義**を無料で**追加**します。

追加の講義時間は90分から120分程度を予定しており、パンフレット記載の講座本体の配信日には講義を視聴できるようにします。

注：「**家族法**」は、今期6月頃に実施した矢島の速修インプット講座で配布した「民法Ⅲ(家族法)」のテキストを、短答対策シリーズの講義の収録用に改訂したテキスト(通年改訂している私のテキストの今期第2版みたいなもの)を使用します。

⑥ 【直前対策講座】矢島の法律実務基礎科目〔民事・刑事〕〔24時間〕

(予備試験の対策) (新規収録して2023年8月中旬に配信開始) [通信クラスのみ]
〔民事 1コマ4時間×3回=12時間、刑事 1コマ4時間×3回=12時間〕

注：2022年合格目標の講座は合計18時間だったのを24時間に増加
本講座は予備試験の法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とした直前対策用の講座です。本講座を利用することで、短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。なお、講義の内容は司法研修所が採用する見解に準拠しているため、司法修習の導入講座としても有益です。
講義での主な取扱い事項は次のとおりです。

- (1) 民事・刑事ともに合格に必要な能力を修得するのに最適な論文過去問を題材に将来の試験に役立つように思考方法を矢島作成の解答例で徹底解説
- (2) 民事のインプット講義として、民事事実認定の基本的なルール、要件事実、民事保全法、民事執行法
- (3) 刑事のインプット講義として、刑事事実認定の基本的なルール、刑事実務に関する試験で問われやすい基本知識 (勾留、接見禁止、保釈、準抗告、公判前整理手続、証拠調べ手続の実務基礎、その他)
- (4) 民事・刑事ともに論文試験、口述試験で出題頻度が高い弁護士倫理

⑦ 司法試験・予備試験の選択科目の対策 ～労働法のインプット&論文対策

(1) 矢島の労働法 [選択科目総整理講座] [32時間] 注：前年度の講座は24時間

(毎年新規収録して2022年6月中旬に配信開始) [通信クラスのみ]

本講座は、まず、矢島の体系整理テキスト労働法 (毎年改訂) を使用して、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ4時間で5コマ実施します。次に、司法試験の論文過去問と矢島作成の解答例を題材に労働法の合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ4時間で3コマ実施します。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) 【直前対策講座】矢島の直前対策スピードチェック労働法 [6～8時間]

～今期の試験直前期に特に深い理解しておきたい事項の最終チェック

(パンフレットに未掲載・WEBで告知予定) (2023年5月前後 水道橋で通学・通信)

労働法の学習は一通りしたもの、試験直前期に不安が残るという受験生が自信をもって試験本番に臨めるように、労働法の事例処理の核となる重要論点に的を絞って総復習をします。「矢島の労働法」の受講生にとっても試験直前期に特に意識を集中すべき事項に的を絞って確実に復習できるため、安心して試験に臨めます。

⑧ **矢島ゼミ** [2023年3月11日開講 合計17回]

答案添削、個別面談、合格に直結する実践的な知識の修得に必要な講義、合格に必要な重要事項の理解度や記憶の定着度の口頭チェックなど、合格に必要な指導を私矢島が直接行います。ゼミの際は、私も受講生と机を並べて一緒に答案を手書き作成してお手本を示してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。2023年度合格目標の矢島ゼミは、2023年3月11日(土)から7月1日(土)まで毎週土曜日の合計17回で、水道橋本校で実施する予定です。

* **毎回の矢島ゼミの標準的なメニュー(1)～(5)**

(1) **個別面談**

過去問答練の答案を主な資料として私が口頭でアドバイスをします。希望があれば、ゼミ生の個人的な学習スケジュールの構築など幅広く相談に乗ります。

(2) **過去問答練** (司法試験の過去問の一部又は改題を用いた答練)

私もゼミ生と一緒に教室内で答案を手書きしてその答案のコピーを配布した後に質疑応答の時間を設けます。質疑応答を通じて、試験考査委員に評価される答案の書き方を修得していきます。過去問答練でゼミ生が書いた答案はゼミ終了後に回収して私が添削した上で、次回ゼミの個別面談で返却します。これまでの約10年間のゼミの経験則上、過去問答練で毎回「A」評価を受けて、そのうち2回に1回「A+」評価を受ける程度の学力があるゼミ生はほぼ確実に合格しているのでこれを目標に頑張ってください。

(3) **答案作成特訓**

上記(2)の過去問答練で扱っていない問題のうち、今期の受験対策上、検討しておくよさそうな問題を題材に答練をします。題材として、オリジナル問題、予備試験の問題、過去問答練で扱わなかった司法試験の過去問などを用います。答案作成特訓においても過去問答練と同様、私がゼミ生と一緒に答案を手書きして答案のコピーを配布した後に質疑応答の時間を設けます。

(4) **論証その他試験に必要な知識の修得特訓**

記憶をすることに特化した矢島ゼミのオリジナル論証集を題材に、毎回、記憶すべき事項を計画的に記憶していってもらいます。オリジナル論証集は、必修7科目のものを1週間で記憶できるだけの分量のものに分断したものを毎回のゼミで少しずつ配布していきます。配布した論証集については、次回のゼミまで記憶してくることを課題として、ゼミの冒頭で、口頭にて記憶の確認テストを実施します。

(5) **短答確認テスト**

毎回ゼミの最後に事前に範囲指定した短答の過去問テストを実施し、ゼミ生の解答内容を私が直接確認した上で、全問正解できたゼミ生から順次帰宅することができます。ゼミ終了後に何か質問したいことがある場合はそのまま教室で待機することができます。

〔調整余白〕

目次

・はじめに	1
行政法	2
1 行政法の 問題文 （下線や太字で装飾したもの）	2
2 行政法の出題の 分析	6
(1) 設問1の分析	6
(2) 設問2の分析	11
刑事訴訟法	16
1 刑事訴訟法の 問題文 （下線や太字で装飾したもの）	16
2 刑事訴訟法の出題の 分析	18
【2023年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～③】	26

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU22907